



鳥取県公報

令和8年1月20日(火)
第9757号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例に規定する特定種畜の指定の解除 (16) (畜産振興課)	2
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (経営支援課)	2
	農地を利用する権利の設定の裁定 (〃)	3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (危機対策・情報課)	3
	落札者の決定 (鳥取商業高等学校)	7

告示

鳥取県告示第16号

鳥取県産和牛の保護及び振興に関する条例（令和2年鳥取県条例第52号）第2条第2項の規定に基づき、特定種畜を次のとおり告示する。

令和8年1月20日

鳥取県知事 平井伸治

名号	個体を識別する番号	指定の解除の日	備考
令樹	15104-4275-5	令和8年2月1日	
福美之姫	16138-1688-0	〃	

公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年1月20日

鳥取県知事 平井伸治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
倉吉市関金町大鳥居字上坂2086-2	田	1,261
倉吉市関金町大鳥居字上坂2087		1,357

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が死亡しており、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる理由

当該農地は、鳥取県農業農村担い手育成機構が農地中間管理事業規程で定める地域計画の区域内の農用地に当たるため。

5 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）	補償金の支払の方法
倉吉市関金町大鳥居字上坂2086-2	令和8年4月1日	3年	1,892	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局に供託する。
倉吉市関金町大鳥居字上坂2087			2,036	

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

（1） 提出期限

令和8年2月3日

（2） 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

（3） 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和8年1月20日

鳥取県知事 平 伸 治

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
大山町赤松字西見林708	田	916
大山町赤松字西見林2697		176
大山町赤松字西見林2700		3,030
大山町赤松字榎田2779		826

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
大山町赤松字西見林708	田	令和8年2月1日	4年	0
大山町赤松字西見林2697			2月	
大山町赤松字西見林2700				
大山町赤松字榎田2779				

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

理事長 西尾 博之

鳥取市東町一丁目271

4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

5 補償金の支払の方法

該当なし

6 補償金の還付について

該当なし

調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月20日

鳥取県知事 平 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和8年度鳥取県危機管理情報ネットワークシステム保守業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件業務に要する費用の総額を入札金額として電子調達システムの電子入札書（以下「電子入札書」という。）に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

また、この契約は、電子入札書に入力し、又は入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を総支払額の上限額（以下「総支払上限額」という。）とする定期点検に係る総額契約及び故障修理に係る単価契約とする。そのため、落札額が契約金額とならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 情報処理サービスのシステム等管理運営

イ 建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年1月30日（金）正午までに原則としてとつとり電子申請サービスにより4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の登録を受けている者であること。

(6) 本件調達と同種で同程度の規模であると認められる地上多重無線及び地域衛星通信ネットワークの保守に関する契約又は下請契約を、国又は地方公共団体と締結し、平成31年4月1日から本件調達の公告日の前日までの間にその履行を完了した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理部危機対策・情報課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理部危機対策・情報課

電話 0857-26-7788

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール buppinkeiyaku@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

令和8年1月20日（火）午前11時から同年2月13日（金）正午までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>）から入手すること。ただし、これにより難い者は、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年1月20日（火）から同年2月13日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にする法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間の開始日にあっては午前11時からとし、最終日にあっては正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年3月2日（月）から同月9日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の開始日にあっては午前11時からとし、最終日にあっては正午までとする。

なお、郵便等による入札書の受領期限は、令和8年3月6日（金）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和8年3月9日（月）午後1時以降

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書を「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、封筒には必ず件名及び入札者の商号又は名称を記載すること。

(3) 本件入札に参加を希望する者にあっては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を令和8年2月13日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者は、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵送等又は持参により4の（1）の場所に提出しなければならない。

イ 紙入札を希望する者にあっては、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に提出すること。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として総支払上限額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件調達に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかつた場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかつた場合は、落札決定を行わないものとする。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : 2026 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio etc, 1 set

(2) 2026-02-13 12:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2026-03-09 12:00 : Time-limit for submission of tenders

(2026-03-06 17:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Crisis Management and Information Division, Crisis Management Department, Tottori Prefectural Government 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7788

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月20日

鳥取県立鳥取商業高等学校長 高垣知博

1 調達件名及び数量	鳥取県立鳥取商業高等学校情報処理室Ⅰほか（3室分）パソコン等賃貸借一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和7年12月5日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社モリックスジャパン 鳥取市商栄町203-6
5 落札金額	34,207,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和7年10月17日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立鳥取商業高等学校 鳥取市湖山町北二丁目401